



医療福祉相談室 だより

2013年4月
第6号

国では、原因不明で治療方針が確立しておらず、後遺症を残す恐れがあり、慢性的に推移して生活面で支障をきたす疾患を「難病」と定義し、治療方法などの研究を「特定疾患治療研究事業」として進めています。特に治療が困難な疾患については、経済的負担を軽減するために研究事業の一環で医療費の助成をしています。また、東京都では「難病医療費等助成制度」という名称で、医療費の自己負担を軽減しています。

東京都難病医療費等助成制度

制度概要

この制度は、国又は東京都が定めた疾病で医療機関に受診されている方に、医療費の公費負担をおこなう制度で、患者さまの医療費等の負担軽減を図ることを目的としています。

東京都では、人工透析を必要とする慢性腎不全を難病に指定しています。難病医療費助成制度(通称^都「マルト」)を利用することにより、人工透析にかかわる医療費自己負担が軽減されます。

対象者

下記の要件をすべて満たしている方が対象です。

1. 都内に住民登録されていること
2. 医療費等助成対象疾病にかかっている、各疾病の認定基準を満たしていること。
3. 各種健康保険に加入していること(生活保護受給者は対象外)

助成内容

特定疾病療養受療証(^長)が適応された自己負担(1万円)を^都が全額負担します。

^都で対象となるのは、保険適応の医療費のみですので、入院時差額ベッド代、入院時食事代などは、別途実費になります。

申請受付

住所地を管轄する保健所・各障害福祉課

申請書類

- ・申請書(保健所・障害福祉課の窓口にあります)
- ・特定疾病療養受療証のコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・高齢者受給者証のコピー(お持ちの方のみ)
- ・住民票

(注)申請書類を提出した日が助成の開始日となりますので、人工透析を導入された方は、速やかに申請手続きをしてください。